

「法事の赦」に表象された政治的構図の変容

——萩藩を事例に——

谷口眞子

はじめに

二五〇年以上続いた「徳川の平和」は政治や法の世界にさまざまな影響を及ぼした。その一つが恩赦である。幕府も諸藩も、現代の刑法に該当するような法律を定める一方、恩赦を頻繁に実施して、未決囚を赦免したり既決囚の刑を執行停止、減軽、赦免したりした。恩赦には「祝儀の赦」と「法事の赦」がある。「祝儀の赦」は家督相続、婚姻、出産などに際して、その喜びを領民も含めてわかちあう場の中で実施された。一方、「法事の赦」は当主やその家族の死去・回忌に際して行われ、宗教的には放生としての機能も持っていた。長きにわたる平和の中で家が存続するにつれ、祀るべき先祖の数は増え、回忌法要も増加した。

歴代将軍や歴代藩主・室などの回忌法要とそれにもなう恩赦の実施については、藩によって違いがみられる。誰の回忌法要かに

よって、法事の期間や場所、実施する恩赦の種類は異なっており、そこには政治的ヒエラルキーが表現されていた。⁽¹⁾

萩藩について「祝儀の赦」と「法事の赦」を比べてみると、恩赦実施の決定権が藩主にあることをはじめ、恩赦適用の候補者の選び方や本人にそれを通達する方法などは共通している。「法事の赦」の特徴は、回忌法要が予測でき数も膨大な点にある。萩藩の回忌法要については、岸本覚氏が藩祖顕彰と藩政改革の観点から言及している。⁽²⁾氏は、宝暦改革を推進しようとする重就によって、藩祖毛利元就が「復古」のよりどころとされ、元就・隆元・輝元・秀就の四人については、回忌法要の際に毛利家との由緒調査が行われていることを指摘した。また萩藩における家康の祭祀に注目し、祭祀を担当する寺が氷上山に集中していく過程も分析している。しかし回忌法要の際の恩赦はまだ検討されていない。⁽³⁾

本論文では、萩藩領内で実施された将軍、藩祖・藩主の回忌法要と恩赦を分析し、儀礼的・宗教的・法制的側面に表象された政治意

識を明らかにし、幕末の朝廷権威浮上とともに、その意思が幕府の恩赦に影響を及ぼしていく政治的構図の変容を考察する。

一、萩藩領内で実施された將軍の回忌法要と恩赦

(一) 江戸において表現された歴代將軍への敬意

まず、藩主が参勤交代で江戸に滞在している間、歴代將軍に対してどのように振る舞わなければならなかったかみておきたい。

「忠正公伝」には、天保七年二月に家督相続した一二代藩主毛利斉広が、諸寺への参詣などについて幕府へ伺いを出したときの回答が書かれている。⁽⁴⁾それによると、参勤交代ではじめて江戸へ行ったときには、將軍家の菩提寺である寛永寺・増上寺の仏殿すべてに拝礼して香典を供え、歴代將軍の墓参も義務づけられていた。九代將軍家重については毎月一二日に増上寺へ、一〇代將軍家治については、毎月八日に寛永寺へ墓参する。九代・一〇代以前の歴代將軍については、それぞれの祥月命日に各自の菩提寺へ参詣した。家康は四月一七日に寛永寺、秀忠は一月二四日に増上寺、家光は四月二〇日に寛永寺、家綱は五月八日に寛永寺……といった具合である。⁽⁵⁾さらに正月と盆には寛永寺と増上寺へ参詣し、参勤交代の御暇をしたのち帰国の途につく前にも、熨斗目・長袴を着用して両寺へ参詣した。これは代々の藩主と同様のやり方であった。現職の將軍のみならず歴代將軍すべての墓参をすることによって、目に見える形で將

軍家との主従関係が表現されたのである。

また在府中の藩主は、歴代將軍の回忌法要にさまざまな形で参加した。たとえば、寛政一二年の家光百五十回忌の場合、六〇万石以上は白銀一〇枚、三〇万石以上は五枚、一〇万石以上の嫡子は白銀一枚など、石高に応じて法事の香典料が定められている（この香典料の額は時期によって異なる）。また、法事の間には御機嫌伺いとして干菓子・水菓子を献上することも命じられている。さらに四月二〇日に家光の霊前へ將軍が参詣するのでその前に、江戸に滞在している藩主のうち、国持四品以上と譜代四品以上が束帯で大猷院靈前に予参することになっており、萩藩も予参を勤めなければならなかった（このときは藩主が風邪のため使者をもって行う旨、老中・大目付へ届け出ている）。⁽⁶⁾諸大名は將軍家の婚礼や出産などの慶事にも、石高や位階に応じた祝儀を出すことが決められており、あらゆる儀礼の機会に將軍家との関係を再確認させられた。

(二) 大名領国内で実施された歴代將軍の回忌法要と恩赦

歴代將軍の「御威光」は、將軍死去への対応として大名領国内で鳴物停止が実施されたことにもあらわれている。その詳細は中川学氏の研究にゆずり、⁽⁷⁾ここでは萩藩における一例として、正徳六年四月晦日に七代將軍家継が亡くなったときの対応をみておきたい。家継死去の知らせがきて、鳴物・声高の禁止、作事・獵の禁止、市町における戸部の閉鎖、百姓のさかき剃り「遠慮」、火の用心が五

月一日に触れられた。二二日には家臣・陪臣・百姓・町人とも、さかやき剃りの禁止が解除され、同日、町中の戸部を上げ、暖簾をかけて商売することも認められた。二六日に獵が解禁され、六月二日には作事と魚・鳥の振り売りが許可され、月並の立市は三日から解除となった。中陰を過ぎて鳴物停止が解除された⁽⁸⁾。単に弔意を表すため静謐にしているという以上の対応がみてとれる。また禁止の解除が段階的に行われており、個人範囲で音を立てない事柄が最初に解除されていることがわかる。

鳴物停止は死去時に行われるが、萩藩ではさらに歴代将軍の回忌法要を領国内で実施していた。家康を中心とした回忌法要について岸本覚氏は、萩藩に東照宮が勧請される以前から、大寧寺や氷上山など複数の寺で歴代将軍の回忌法要が行われていたが、それが氷上山真光院に集中していき、藩主は初入国のときに氷上山に参詣することになっていたと述べている⁽⁹⁾。ここでは、大寧寺においてその後も家康・秀忠の回忌法要が実施されていたこと、藩主在国中に歴代将軍の回忌法要があったときには、原則として藩主が参詣しなければならなかったことを指摘しておきたい。

大寧寺は前大津宰判の深川村にある曹洞宗の寺で、応永年間に創建され、天文二〇年に大内義隆が陶隆房（晴賢）に襲われて自刃した寺である。萩藩初代藩主毛利秀就から五七〇石の土地を寄進され、近世初期には西日本の曹洞宗寺院の統括を司り、直末寺は五四、孫末寺は四五九に及んだという。大寧寺の由緒書によると、元和二年

に家康が死去したとき、秀就は家康の位牌を奉納して法事を営み、家康の二十五回忌・五十回忌、また二代将軍秀忠の三十三回忌を実施したという。さらに寛永一六年に曹洞宗両本寺に提出した書面の中で、将軍家三代の法事は大寧寺が導師をつとめてきたと主張している⁽¹⁰⁾。

氷上山に東照宮が勧請されてから、家光以降の歴代将軍の回忌法要は、すべて氷上山で行われるようになったが、秀忠の百回忌、百五十回忌、二百回忌は大寧寺だけで実施されている。また家康の二百回忌は氷上山とともに大寧寺でも行われた。そして藩主が在国している場合には、藩主自身が大寧寺に参詣することになっていた⁽¹¹⁾。なぜ秀忠の回忌法要だけが、大寧寺で行われ、氷上山で実施されていないのか、詳しい事情は定かではない。ここでは、秀忠の二百回忌法要が営まれた文政一三年の時点においても、氷上山が歴代将軍すべての法事を一手に掌握していたわけではないことを確認しておきたい。

氷上山興隆寺は山口宰判に属する周防国吉敷郡御堀村にあり、南北朝・室町期に大内氏の氏寺として隆盛を極めた、天台宗の古刹であった。延宝頃、中興の行海僧正が真光院の号を賜り、その後は氷上山興隆寺真光院と称した。「寺社由来」によれば、境内には本堂のほか、妙見大菩薩、薬師堂、観音堂、愛宕社、八幡小社、二代藩主綱広が寛文八年に再興を仰せつけたという山王社などがあった。この氷上山に東照宮が建立されたのは、寛延二年のことである。前

年正月に、当職山内縫殿より郡奉行長沼九郎右衛門あてに出された通達には、去る七月より建築中の東照宮は、隣国や同格の大名との釣り合いを考えて、資材などを上方で調達しているため、費用がかさんでいるとある。人夫についても、諸郡から供出させると地元での迷惑になるので、賃金を出させる方式にしている。⁽¹²⁾

東照宮の勧請は將軍家、なかんずく家康に敬意を払っているようにみえるが、萩藩では勧請の半世紀以上も前から、歴代將軍の回忌法要を領内で実施し、藩主自ら参詣していた。それを知る手がかりが、宝永七年に氷上山で行われた綱吉三回忌に関する史料にある。

宝永七年九月二〇日～一〇月一〇日に、寛永寺で綱吉三回忌の法事が行われた。宝永四年に家督を継いだ五代藩主吉元は、このとき在国中だった。国元にいる藩主が歴代將軍の回忌法要に参詣した例として、家光の回忌法要で氷上山に参詣した二代藩主綱広の例があるが、江戸・国元とも詳しい記録が残っていなかったらしい。そこで藩では、在国している「御並方」の大名がどのように対処するか情報を集めた。聞き合わせた大名は、すでに国元で歴代將軍の法事を実施しており、藩主自ら参詣していた。ただし、国元で將軍家の法事を執行することについては、どこで行うにせよ幕府の内意を得るには及ばない、とのことだった。

江戸留守居が入手した以上の情報をもとに、毛利家では藩主が一〇月九日に山口へ行き、翌一〇日に氷上山へ参詣して帰城する日程をたてた。幕府へ届ける必要はないことを認識しつつも、藩主が城

下を離れるので、間部詮房の用人里見武左衛門へ内々に知らせたようである。吉元は一〇月九日の卯の上刻に萩を出発、酉の上刻に山口御茶屋に到着し、翌日朝六ツ時過ぎに衣冠姿で氷上山へ参詣した。末々の家来も白張を着た。常憲院仏殿に太刀馬代を供え、お目見えをして茶屋に帰り、着替えてすぐに帰城している。⁽¹³⁾

在国中の藩主が歴代將軍の回忌法要の際に参詣できない場合は、名代を出すことになっていた。享保一六年正月二四日の秀忠百回忌で、国元にいた五代藩主吉元は、自身の体調がよくないため名代を出す、と幕府に届け出ている。⁽¹⁴⁾ また天明元年の秀忠百五十回忌の際は、七代藩主重就とのちに八代藩主となる治親（明和五年に元服した重就の四男）がともに江戸にいたため、国元の大寧寺に名代を派遣し、「一夜越」の法事を行っている。⁽¹⁵⁾

このように一八世紀初頭の段階で、すでに歴代將軍の法事が行われており、藩主自身が参詣するか、もしくは名代を派遣するのは当然のことと考えられていた。江戸にいる藩主が、日光あるいは寛永寺・増上寺に参詣もしくは名代を派遣するだけでなく、藩主が国元にいる場合でも、参詣もしくは名代派遣が求められたのである。加賀藩では歴代將軍の宗派にあわせ、天台宗と浄土宗の寺で回忌法要が営まれていたが、萩藩の場合、宗派に関係なく秀忠以外の回忌法要を氷上山で実施しているのが特徴といえる。

氷上山も大寧寺も萩からは地理的に遠く、山口の氷上山へは一二時間かかっている。將軍家宣の七回忌で藩主吉元は、享保三年一〇

月一三日～一四日の「一夜越」の法事のあと、山口の茶屋で食事をし、湯田で入湯している。湯田温泉は今でも有名な山口の温泉だが、参詣のついでに湯治をしているのである。吉元は、その後も歴代將軍の回忌法要で水上山へ行くと、必ず湯田温泉に寄っている。享保九年の家宣十三回忌・綱吉十七回忌、四年後の家宣十七回忌・綱吉二十一回忌でも、参詣後に湯田で湯治をしている。吉元は享保一六年に亡くなっているので、参詣のついでに湯田温泉を訪れたのは、健康状態による行動と考えられる。

さて、時代を経るにつれ歴代將軍の法事の数は増え、財政的負担も増えていった。幕府は享保七年に儉約令を出して、派手な法事を慎むよう命じたが、萩藩ではそれより以前から法事の簡素化を行っていた。家綱三十三回忌の法事を水上山で行うにあたって、従来蔵有院の回忌法要がどのように実施されてきたかを書いた史料が残されている。⁽¹⁷⁾一周忌から二十五回忌までの法事についてみると、法事の開始が当初の三月末から四月六日に変わっていること、七回忌以降は十七回忌を除き、法事の期間が二夜三日に短縮されていることが指摘できる。十七回忌が、法事の開始日も期間もほかと異なっているのは、このとき水上山の住職が無住だったため、正覚院前大僧正に導師の任を依頼したからである。

一周忌から二十五回忌まで、家綱の祥月命日の五月八日ではなく四月八日が満願日となっているのは、五月は耕作の時期で農業に差し障りがあるからだという。日光門跡の了解も取っているとはいえず、

「法事の赦」に表象された政治的構図の変容

萩藩の都合で法事の日程を変えるのは幕府に失礼である、ということとで、吉元は家綱の三十三回忌を五月六日～八日に行うよう命じた。

以上のような法事期間の短縮は、その後も続いた。東照宮完成の翌年（寛延三年）に、家光百回忌の法事が水上山で実施された。法事は四月一九日～二〇日の「一夜越」で営まれ、一九日には一座～八座まで「法華八講」を八時間余りにわたって行い、最後に藩主名代が拝礼、翌日は四時間ほどの法要で、やはり名代が拝礼する形式であった。法華八講は本来、法華経八巻を八座に分けて、一巻ずつ四日間にわたって読経することだが、ここでは一日ですませている。⁽¹⁸⁾寛政一二年に実施された家光百五十回忌も「一夜越」で行われている。⁽¹⁹⁾

ところで、萩藩では歴代將軍の回忌法要で恩赦を行っていたのだろうか。実は幕府が「法事の赦」を全国に要請したことが一度あった。それは五代將軍綱吉が死去したときである。綱吉の「生類憐み令」により罪に問われていた全国の者を赦免するための措置であった。萩藩は大赦を行うように江戸から通達され、支藩の長府藩・徳山藩・清末藩・岩国藩へもその旨を伝えている。隣国に聞き合わせるところ、小倉藩では罪の軽重によらず赦免したとの情報を得たが、毛利家では仕置きに支障をきたさず、他国への構いも無い者を詮議した上で、赦免者を決定した。綱吉の法事で赦免されたのは合計二十三人で、その内訳は「死罪になるべきところ流罪を申しつけた又侍一人、死罪になるべきところ領外追放を申しつけた盗人八人、流罪

の者を領外追放に減輕した盗人七人、拘留は解くが在所へ帰るのは禁止する者が又家来中間一人と百姓三人、拘留を解き在所へ帰るのを認めた百姓三人」であった。⁽²⁰⁾

しかし、それ以外の歴代將軍の法事では、恩赦が行われることもあれば行われないこともあった。たとえば、寛延三年の家光百回忌では、四月一九日～二〇日の法事の最後に「赦罪」が実施された。⁽²¹⁾

また寛政一二年に実施された家光百五十回忌でも、法事の最後で恩赦が実施されている。⁽²²⁾一方、天明元年正月に行われた秀忠百五十回忌では「赦罪」の項目がなく、おそらく恩赦は実施されなかったと考えられる。⁽²³⁾

以上、歴代將軍の回忌法要についてみてきたが、これらの法事で恩赦が実施されるかどうかは、あらかじめ決まっていなかったということになる。

二、藩祖・藩主の回忌法要と恩赦

(一) 藩祖毛利元就(洞春寺) 顕彰の動向

歴代將軍の回忌法要と鮮やかな対照を見せるのは、萩藩毛利家の当主をはじめとする構成員の死やその回忌法要で、恩赦が実施されるのが通例だったことである。たとえば、「常御仕置帳 寛延四年(宝暦二年)」には、宝暦二年二月八日に行われた観光院一周忌と、宝暦四年三月二五日に行われた香善院十三回忌での恩赦がのっている。

観光院は寛延四年二月四日に三五歳で死去した六代藩主宗広、香善院は寛保二年六月二五日に三歳で亡くなった宗広女の豊姫である。その他、石塔・遺骨・位牌の移動にともなう法事でも、恩赦が行われたことがある。初代藩主毛利秀就の父毛利輝元の菩提寺であった天樹院は、寛永二年に萩の四本松に建てられたが、天和二年に堀内の火災により焼失した。そこで、貞享三年に桜江の隆景寺を天樹院と改め、輝元の位牌をそこに安置した。⁽²⁴⁾宝暦一二年二月、天樹院の石塔を御廟所から四本松へ移し、同年三月一二日に遺骨も移して改葬したのにもない、法要が営まれた。施餓鬼や名代の焼香などのあと、最後に「赦罪」が行われたとの記事がみえる。⁽²⁵⁾また明和二年には天樹院の本堂が完成したので、位牌を移して供養が行われ、六月二七日の供養の終わりにも「赦罪」を実施している。⁽²⁶⁾

しかし萩藩の「法事の赦」で目を引くのは、歴代藩祖とりわけ毛利元就の回忌法要である。岸本覚氏は、明和七年の元就二百回忌に、萩藩が吉田郡山城跡にある元就廟の管理に乗り出したと指摘し、その理由を宝暦の藩政改革を推し進めようとする重就が、藩祖元就に誓約し、その神霊の威光を借りるためだったと考えた。また重就は宝暦一二年に元就・輝元・秀就の神霊を萩城内に祀り、明和七年には元就二百年祭を新祠でも行っていたという。⁽²⁷⁾先に考察した歴代將軍の回忌法要と比べ、元就の回忌法要は法事の期間も長く、大規模に行われていた。実は、元就百五十回忌が実施された時点で、すでに歴代の毛利家当主の中でも特別扱いされている。元就の百五十回

忌は享保五年六月八日～一四日まで、七日間にわたって洞春寺で行われた（洞春寺は現在、山口市水野上町にある臨濟宗建仁寺派の寺である。元就の菩提寺として、安芸国吉田城内に毛利輝元が創建したのが始まりで、毛利氏の防長移封にともない慶長一一年萩城内に移っている。文久三年、毛利氏が山口へ移動したため現在地に移った）。

法事が終わったあと、能が催された。萩城下の海の玄関口で海上交易の中継地でもある浜崎町の町人や百姓をはじめ、合計一〇〇〇人が招かれている。百姓は農業に支障があれば参加は見送ってもらく、「刀御免」の百姓は刀を差し、許可されていない庄屋・年寄は脇差だけであること、御目見の町人は脇差を差し、そのほかは無刀であることなどが定められ、中入のときに赤飯を振る舞っている。⁽²⁸⁾

庶民の参加をともなった能見物は、幕府でもみられる。延享二年一月、家重の將軍宣下の祝賀の能に町人が呼ばれているし、宝暦一〇年正月には、將軍の転任、大納言兼任の祝儀として能の町人拝見を許可している。⁽²⁹⁾しかし、これらはいずれも祝儀の能であり、人数も多くない。享保七年の儉約令発布の前とはいえ、法事の期間が長く、しかもそのあとに能を催して一〇〇〇人の見物客を招くのは、元就顕彰の意図があるからである。

その背景として考えられるのは、法事を主催した五代藩主吉元の履歴である。吉元は長府藩三代藩主綱元の嫡男で、萩藩四代藩主吉広に男子がいなかったため、宝永四年一〇月四日養子に迎えられ、

「法事の赦」に表象された政治的構図の変容

吉広が直後の一三日に死去したのともない、萩藩五代藩主として宝永四年一月二三日に家督を継いだ。初入国は宝永五年だった。系図をみると、吉元の曾祖父秀元が支藩の長府藩初代藩主で、秀元の祖父が元就にあたる。一方、萩藩初代藩主秀就は元就の曾孫にあたる。つまり、元就まで系図をたどることによって、吉元が萩藩の家督を相続することの正統性が、血縁的に担保されることになるのである。なお、通常は支藩の長府藩主の死去で萩藩が鳴物停止を實施することはないが、吉元の父綱元が宝永六年三月一日に死去したときには、萩藩でも五日間弔を禁止し、作事は七日間差し止めとされている。さらに萩が属する当島宰判では三日間、半部にして静謐を保つように命じている。これは萩藩当主の実父の死去を悼む行為である。⁽³⁰⁾

このような元就の系図上の位置づけは、その後も強調された。明和七年六月七日～一四日、元就二百回忌の法事が萩城内の洞春寺で催された。幕府からの儉約令のあとに実施された輝元の百回忌並びに二代藩主綱元の五十回忌は、法事が四日間で三百部の読経を行うにとどまっている。ところが元就の二百回忌法要は八日間行われた。⁽³¹⁾元就の孫であり初代藩主秀就の父でもある輝元や萩藩の歴代藩主とは、明らかに扱いが異なっている。

これもまた、法事を主催した七代藩主重就とかかわった措置と考えられる。重就は長府藩六代藩主毛利匡広の子匡敬で、七代藩主の兄師就の養子となり長府藩八代藩主の座にあった。萩藩毛利家に男

子がいなかったため、宗家の家督を継ぎ、重就と改名したのである。先の吉元以上に、系譜的に元就に戻らなければ、複雑な系図の中で重就が宗家の家督を継ぐにふさわしい人物であると位置づけるのは難しい。遠祖元就の「御威光」を強調することによって、萩藩毛利家の一体性と家督相続の正統性を前面に押し出そうとしたと考えられる。⁽³²⁾

そしてこの元就二百回忌では、恩赦も大々的に実施された。法事の最終日には「非常の大赦」が行われ、一〇八人が赦免されている。宝暦八年から明和六年の間に免職となった者四八人に、元のように仕えることを許したほか、町村郡退、川越、追放、萩・山口・三田尻出入り禁止の者に国中出入り、萩出入り、居村出入りを認めたり、居住を許したりした。たとえば「大組以下若党奉公」を許可された者の中に、御城代付足輕の市右衛門と平蔵がいる。二人は式台の当番でありながら、市右衛門は前後不覚の眠りに陥ってしまい、平蔵は当番をさぼったことが発覚して、明和四年に召し放ちを仰せつけられていた。また嶋田作右衛門組の茂助は宝暦一〇年、夜中にくふと外出して翌日連れ帰ってこられたことで、召し放ちにされていた。また都濃郡花河原村の甚助は、庄屋としての勤務に問題があったとして、宝暦六年に遠島となり、その後追放に減刑され、さらに出入りを許されていたが、この恩赦で居村以外の土地に住むことを認められた。このように一人一人の罪と罰が検討され、一〇八人が赦免の対象になったのである。⁽³³⁾

(二) 毛利輝元の子孫・二百回忌

毛利元就は嫡男隆元に家督を譲ったあとも実権を握っていた。次男元春に吉川氏の家督を相続させ、三男隆景に小早川家を継がせ、三人が協力して毛利宗家を守るように諭した「三矢の教訓」は有名である。ところが隆元が急死したため、元就は隆元の子輝元に家督を相続させ、その後見役となった。永祿六年のことである。元龜二年の元就死去後、輝元は関ヶ原の陣で西軍についたため、秀吉から与えられた一二万石を三六万石余りに減封されたが、秀就に家督を譲ったあとも後見役として、寛永二年に死去するまで藩政にたずさわった。そこで次に、毛利輝元の回忌法要についてみてみよう。

延宝七年の五十回忌では法要は七日間、法華経千部が購読されたが、享保七年の幕府儉約令に従い、享保九年の百回忌法要は四日間、法華経も三百部だった。「宗瑞公百五拾回忌御忌一事記録」によれば、明和期に天樹院が故地の四本松に再興されたため、安永三年四月二四日～二七日に萩の天樹院で営まれた百五拾回忌の法事では、多数の参列者を認めることになり、町人・百姓も含めて輝元との由緒が申請された。萩町人二〇人を含む町人二九人、諸郡百姓は庄屋など六一人、合計九〇人が出願した。法事は寺誥、焼香のみ、供物の奉納、法要後の能見物、嫡子代勤など、その家の由緒の軽重によって参加形態にはさまざまな区別があった。⁽³⁴⁾そして輝元に殉死した長井六郎左衛門の法事が四月二五日に営まれている。藩は銀子三枚を寺に納め、長井半左衛門は長井家一家の代表として召し出されている。

輝元との由緒によって家筋を調査しようとする藩の態度を示した行動といえる。そして法事の最後には恩赦が実施された。四年前の元就二百回忌では「非常の大赦」が実施されていたが、輝元百五十回忌では通常の恩赦であった。ここに元就と他の藩祖との差別化がみられる。

文政七年に行われた輝元の二百回忌では、「非常の大赦」が実施されたが、それは「祝儀の赦」を兼ねて行われたものだった。文政七年に家督を相続して一一代藩主になる斉元は、八代藩主治親の弟親著の子である。九代・一〇代藩主はいずれも治親の子だったから、斉元は一〇代藩主斉熙の従弟にあたる。文政期には、斉元の嫡子成・初御目見・元服（文政二年）、侍従への昇進・結納（文政四年）、婚礼（文政六年）があつたにもかかわらず、「非常の大赦」は行われていなかった。そこで、過去の先例が調査されたのである。

宝暦→天明期における「祝儀の赦」には、宝暦六年の誠姫→六代藩主宗広の二女で会津藩松平肥後守に嫁ぐ→の結納、宝暦一〇年の治親の嫡子成、宝暦一年の治親の結納、明和二年の治親の初御目見、天明二年の治親の侍従昇進などがあり、いずれもひとつひとつの祝儀で恩赦が実施されていた。これらの先例を考慮すると、斉元の侍従昇進とそれまでの祝儀も合わせ、「非常の大赦」を実施すべきだろうというのが、調査担当者の意見だった。さらに、安永二年の重就少将任官の際には「非常の大赦」が実施されたのに、文政二年に少将となつた一〇代藩主斉熙の少将昇進については、恩赦が実

施されていないことから、二人の祝儀をあわせて「非常の大赦」の実施を検討すべきであるという意見もあつた。

これに対して藩主は、文政七年の輝元二百回忌とあわせて「非常の大赦」を命じることに決定した。その結果、「江戸方」では中間以下百姓など三九人と諸士一人、「地方」では百姓など一三六人と諸士二人、合計一七八人が恩赦の適用対象となつた。つまり輝元二百回忌で「非常の大赦」が行われたのは、斉熙の少将昇進と斉元の侍従昇進という、二つの祝儀をともなつた上のことであつた。ここにも元就との違いが見いだせる。³⁵⁾

（三）毛利秀就二百回忌と太祖・藩祖の位置づけ

嘉永三年正月二九日に実施された、初代藩主秀就二百回忌にもなう恩赦については、前年二月からどのような赦にするか議論されていた。史料には、元就の二百回忌・二百五十回忌ではともに「非常の大赦」を実施したが、輝元の百五十回忌は「非常の大赦」ではなく、二百回忌の「非常の大赦」は、両殿昇進を兼ねたものであり、輝元や秀就の回忌法要で「非常の大赦」は仰せつけられない慣例である、と記されている。

しかし一方で、嘉永元年四月に「御拝領物と去秋の婚礼と以前の昇進」による「非常の大赦」が実施されたばかりであるにもかかわらず、回忌法要の恩赦は実施すべきであるとする観念も見いだせる。結局、江戸にいた藩主が「大赦」実施を決定し、弘化四年一〇月以

来刑罰を仰せつけられた恩赦適用候補者が、嘉永二年閏四月一日に書き出された。従来通り、「江戸方」と「地方」に分け、国元では町奉行・郡奉行ほか、三田尻・山口・小郡などの代官所単位で、一人ずつ赦免をすべきかどうかを検討された。「江戸方」でも同様の調査・検討が行われ、藩主へ伺いが出された。「江戸方」では百姓・町人ら一三人と諸士五人、僧侶一人、「地方」では一〇〇人、合計一一九人が恩赦を適用された。⁽³⁶⁾

それでは、「大赦」と「非常の大赦」はどこに違いがあるのか。それを「御三霊様」の年回忌と貞操院（九代藩主斉房室）死去により行われた、嘉永六年の「大赦」で考察したい。「御三霊様」とは元就・輝元・秀就の三人を指す。元就の嫡子隆元は安政元年に「感応霊神」という神号が与えられてから「四霊」に数えられるが、この時点では対象外となっている。元就は隆元に家督を譲ったあととも実権を握り、永祿六年に隆元が急死して家督は輝元に相続されたので、隆元は一七年間当主だったものの、実質的権限は持っていなかった。毛利家の歴史において隆元が果たした政治的役割は大きなものではなかったため、元就の子で初代藩主秀就の祖父でありながら、遠祖の中でも位置づけが低かったのだろう。

さて、この恩赦では、嘉永二年閏四月以降に刑罰を仰せつけられた者が検討の対象となった。「江戸方」は庶民二三人と諸士二四人、「地方」は庶民一七六人と諸士三人が、恩赦を言い渡された。「大赦」は永遠島・永牢舎以上の者は詮議の対象からはずし、それ以下の軽

罪の者だけを赦免の対象にすることである。⁽³⁷⁾ その具体例として粟屋宗縁をあげよう。史料には、嘉永六年の「大赦」のとき、江戸方が書き出した赦免対象者に入らなかった者たちの氏名が書き上げられており、粟屋宗縁もその一人だった。⁽³⁸⁾ 彼は文政一一年一月に「永之遠流」を言い渡された者で、仕法通り「赦帳除」になっていた。

「赦帳除」とは、犯罪者のうち恩赦適用候補者を書き出した「赦帳」から外された者をいう（恩赦が適用された者は、「赦帳」に朱書きで、何年に誰の回忌法要で赦免されると書かれる）。粟屋宗縁の罪状は、元治二年の「非常の大赦」の際、安政三年以降の「赦帳除之部」ほかを詮議した史料からわかる。⁽³⁹⁾ 宗縁は文政一〇年五月五日、密通相手の女性を殺害し、自害を試みたが、浅手だったため死にきれなかった。本人の供述では、女が色々と「違乱に及んだ」ためやむをえず切ったが、その後は気が動転して覚えていないとのことだった。しかし、密会していたことや死に場所の様子から、実は相対死を偽装したものだと言われ、「格別の御慈悲」により永遠島となっていたのである。⁽⁴⁰⁾

嘉永四年に萩藩毛利家の養子となった、支藩徳山藩の毛利広鎮十男元徳は、安政元年に初めて江戸へ行き、元服して將軍お目見えを果たし、従四位下・侍従・長門守に任官された。これに対して「非常の大赦」を行うかどうかが詮議され、安政三年には「大赦」と「非常の大赦」が行われる事柄が改めて決定された。それまで、恩赦の規模や実施の是非は藩主の最終的判断にゆだねられていたが、「大

赦」や「非常の大赦」の司法的効果とその是非を考慮した提案がなされたのである。この結果、安政三年一〇月二五日に「非常の大赦」は家督・昇進・洞春様（元就）の回忌法要で行うこと、「大赦」は隆元（常栄寺）・輝元（天樹院）・秀就（大照院）の回忌法要、婚礼、安産、若殿嫡子成で行うこと、「大赦」は五〇六年、「非常の大赦」は一〇年以上間隔をあけて実施することが決定された。⁽⁴¹⁾こうして、元就を頂点とする藩祖は恩赦の体系においても、そのヒエラルキーを表現することになったのである。⁽⁴²⁾

三、幕末の朝廷権威浮上と恩赦

(一) 幕藩の司法的実践に影響を及ぼす朝廷の慶弔

幕末の政治状況を受けて朝廷権威が浮上するのにもない、朝廷の慶弔が幕府の司法的世界に影響を与え始める。嘉永元年一月二十九日、一二月一日に大嘗会を実施した祝儀として、幕府は京都町奉行へ、西洞院四条上ル町徳兵衛悱無宿清吉ほか六人を、「重敲、洛中洛外払赦免」として、門前払いを申し渡すよう命じている。それから一四年後、文久二年一月二八日、幕府は大赦令を發布し、「京都から厚き御趣意により大赦が仰せられた」ことを受けて、国の為にと行った行為が法に触れて死罪、牢死、流罪、幽閉などを言い渡された者につき、詳細を調べて名前などを提出するよう、通達を出した。

さらにこれまで考慮されていなかった朝廷の忌日においても、犯罪人への刑罰執行などを避けるよう、申し渡しがされている。元治元年六月二四日、朝廷の忌日には重罪のみならず軽罪の者の仕置きも申し付けられないよう、幕府は三奉行へ命じた。対象となった忌日は、天保一一年に亡くなった光格天皇の祥月忌日（二月一九日）、光格天皇の皇后で弘化三年に死去した新清和院の祥月忌日（六月二〇日）、孝明天皇の生母で安政三年に逝去した新待賢門院の祥月忌日（七月六日）のほか、弘化三年二月六日に亡くなった仁孝天皇と、弘化四年一〇月一三日に死去した仁孝天皇の女御・准三宮の新朔平門院については毎月の命日である。天保二年六月一四日に生まれた孝明天皇の誕生日も付け加えられた。⁽⁴³⁾

慶応三年二月一八日には、孝明天皇の五〇日祭にあたるという理由で、京都所司代松平定敬が軽罪者の特赦を行うほか、施米一〇〇石を洛中の窮民九七一九人に与えている。一石は一〇斗、約一八〇リットルだから、一人平均一・八五リットルにしかすぎず、実質的な「お救い」とは言いがたい、政治的パフォーマンスである。⁽⁴⁴⁾同年三月八日、幕府は評定所一座に対し、前年末の孝明天皇崩御により、追放・敲などは一〇〇ヶ日を過ぎてから行うように、また遠島は六ヶ月後に、死罪は六ヶ月後に伺いをたてるように命じた。⁽⁴⁵⁾孝明天皇崩御に対し、萩藩では「非常の大赦」が行われた。「去ル子ノ春以来御国事」関係之面々者、先見合置候様被仰付候事」とあることから、このときの「非常の大赦」では国事に関わって犯罪人とさ

れたいわゆる政治犯は、恩赦適用の対象外とされたことがわかる。

慶応元年の「非常の大赦」と同じ手続きで恩赦が行われており、死刑にあたる罪であっても八〇歳以上の者、遠島を言い渡された者のうち七〇歳以上の者は「赦罪」の対象となっている。⁽⁴⁶⁾

さて孝明天皇のあとをうけて、嘉永五年生まれの明治天皇が踐祚の儀により皇位についたことにもない、朝廷の忌日も変更された。慶応三年四月一日に、仁孝天皇の祥月命日（二月六日）、新朔平門院の祥月命日（一〇月三日）、慶応二年二月二五日に亡くなった孝明天皇の月命日（ただし、『幕末御触書集成』では二月二九日としている）、即位した明治天皇の誕生日（九月二二日）には、刑罰の執行が禁止された。

明治元年正月一五日、明治天皇の元服の大礼が行われた。天皇は「御仁恤之 聖慮を以テ、天下無罪之域ニ被遊度候間、是迄有罪不可容ト雖モ、朝敵ヲ除之外、一切大赦被 仰出候、於国々モ不洩様施行可有之候、尤向後、弥以賞罰嚴明ニ被遊度候ニ付、厚 御趣意ヲ体認致シ、行届候様可仕旨、御沙汰候事」として、朝敵を除く犯罪人について、その罪を赦す大赦を実施したい旨を明らかにした。⁽⁴⁷⁾ 国々にもれなく施行させようとするところに、恩赦をめぐるそれまでの朝廷・幕府・諸藩の關係の変化がみられる。幕府は旧水戸藩の降人を忍藩、壬生藩など一九藩にお預けとしていたが、大赦の旨を受けてその罪を赦し、彼らを江戸に連れてくるよう申し達している。この大赦令は天皇への政權移行にもなう、いわば大規模な代替わ

り儀礼として側面もあったといえよう。

（二）文久二年の大赦令

先述したように、幕府は文久二年一月二八日、朝廷の意向を受けて大赦令を發布した。そこに至るまでの経過は、『もりのしげり』、『維新史料綱要』、『忠正公伝』の記述を総合すると次のようにまとめられる。⁽⁴⁸⁾ 文久二年八月四日、萩藩の世子定広（明治二年に萩藩一四代藩主となる毛利元徳）が、戊午—安政五年（六年）にかけて、大老井伊直弼が尊攘運動派を弾圧した安政の大獄を指す—以来の殉難者の罪を赦し、その礼葬・復籍などを実行するよう、幕府へ諭すべきとする勅許を奉じて京都を出発し、二〇日に江戸に到着した。毛利定広は以後、老中板倉勝静、将軍後見職だった一橋家の徳川慶喜、政事総裁職の地位にあった会津藩の松平春嶽、土佐藩の山内容堂らとやりとりして、勅旨の貫徹をはかろうとする。

幕府は安島帯刀など赦免すべき人物の調査をし、文久二年閏八月一五日に調査書を定広に示した。その後、幕府は將軍家婚禮の祝儀（和宮）を名目として、池内大学以下三三人の赦免及び安島帯刀・吉田松陰など処刑された八人の建墓許可の案を具して朝廷の意向をうかがった。池内大学は儒者で青蓮院宮や知恩院宮の侍読となり、梁川星巖、梅田雲浜、頼三樹三郎らと共に尊攘四天王と呼ばれたが、安政の大獄では自首したため、翌年中追放の軽処分となった人物である。安島帯刀は安政の大獄で刑死した水戸藩の家老である。

幕府による奏上案に対して朝廷は、「今回の大赦は従来のように吉凶の際に行われるものとは異なり、志士への憐れみの情の配慮からでたことであり、その適用範囲は桜田門外の変や東禅寺事件はもちろん、そのほか国事に倒れた者などを遺漏無く調査すべきこと、但し書きには「赦免しがたい者であるが、格別の祝儀により特別に赦免を仰せつける」とあるが、叡慮においては些かも罪だと考えていないので、これらの文字も削除すること」と命じた。定広、山内容堂、松平春嶽の調整を経て、二八日に大赦令が發布された。「御婚礼御祝儀之赦」とあったところは、「京都を被仰出候御趣意も有之候ニ付」と改変されており、安島帯刀、鵜飼吉左衛門、鵜飼幸吉、茅野伊予之助、飯泉喜内、橋本左内、吉田松陰などの罪を赦し、墓石の建設を許可する命令を諸藩へ伝えるとともに、国事のために罪に問われた者の姓名を上申させた。こうして朝廷の慶弔やその意思が、幕府の恩赦発布に影響を与えるに至るのである。

おわりに

萩藩の藩主は江戸と国元の双方で歴代将軍への参詣を行い、回忌法要に参加して将軍との主従関係を確認した。一方、領内では藩祖の回忌法要で、毛利家と由緒のあった家筋を調査して法事に参加させたり、召し放ちになっていた士分の者を恩赦によって召し返し、主従関係の復活を図ったりした。「祝儀の赦」は、家督相続や婚姻

など御家の祝儀を皆で分かち合う行為だが、藩祖の回忌法要は毛利家の過去とその歴史をたどり、家臣のみならずかつて由緒を持っていた領民が、毛利家と自分の先祖がどのようにかかわっていたのかを認識する機会でもあった。藩祖元就を頂点とした萩藩毛利家のアイデンティティは、このようなさまざまな政治的環境の中で形成されたのである。幕末に朝廷の慶弔や天皇の意思が恩赦に反映されるようになるのは、朝廷権威が浮上し、その「御威光」が強くなってきたことの証左であろう。朝廷の意向による幕府の大赦令発布や、天皇崩御による藩での「非常の大赦」実施は、それまでは考えられない出来事であった。他方、幕府も萩藩も幕末に恩赦に関する法を制定するが、政治的理由による恩赦であっても、赦免の判断基準や適用対象の明確化は法的に行うべきであるという思考がみえる。

注

(1) 恩赦に関する研究史、および幕府、岡山藩、加賀藩、萩藩の恩赦については、次の拙稿を参照されたい。幕府については「恩赦をめぐる幕府権威と仏教世界」井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』（吉川弘文館、二〇〇八年）、岡山藩については「岡山藩における将軍回忌法要の恩赦」早稲田大学史学会編『史観 第一六五冊（二〇一一年度）、「法事の赦」の構造分析—岡山藩池田家を事例に—」『岡山地方史研究』一三〇号（二〇一三年）、加賀藩については「加賀藩における恩赦の時代的変遷」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五九輯（二〇一三年度）、「加賀藩における先祖祭祀と司法業務への影響—「行政」と「司法」の分離の芽生え—」『早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌 WASEDA』

- RIJAS JOURNAL』二号(二〇一四年)、萩藩については「幕藩権力による恩赦の構造と特質―近世中後期萩藩を事例に―」『日本史研究』六〇七号(二〇一三年)(以下、拙稿[二〇一三])。
- (2) 岸本覚「長州藩藩祖廟の形成」『日本史研究』四三八号(一九九九年)(以下、岸本「一九九九」、同「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」『日本史研究』四六四号(二〇〇一年)(以下、岸本[二〇〇一])、同「近世後期における大名家の由緒―長州藩を事例として―」『歴史学研究』八二〇号(二〇〇六年)(以下、岸本[二〇〇六])。
- (3) 岸本覚「萩藩における歴代徳川將軍家祭祀」『季刊日本思想史』七八号(二〇一一年)(以下、岸本[二〇一])。
- (4) 「忠正公伝」(山口県文書館所蔵毛利家文庫)第三編第一章。以下、原史料はすべて山口県文書館所蔵毛利家文庫による。
- (5) ただし、この史料には延享二(一七四五)年に死去した八代將軍吉宗が抜けている。
- (6) 「寛政十一二年 公儀事扣 三十八」。
- (7) 中川学「近世の死と政治文化―鳴物停止令と穢―」(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (8) 山口県文書館編『山口県史料 近世編 法制上』(山口県文書館、一九七六年)。
- (9) 岸本覚[二〇一]。
- (10) 山口県文書館編『防長寺社由来』第五卷(山口県文書館、一九八四年)。
- (11) 「公儀事控」の家康・秀忠の回忌法要に関する史料から読み取れる。
- (12) 前掲『山口県史料 近世編 法制上』。
- (13) 「常憲院殿三回御忌」巻 付、氷上山御法事御詣一卷 宝永七。
- (14) 「公儀事扣 廿六 享保十五年ヨリ享保十六年マテ」。
- (15) 「公儀事扣 十二 安永九年 安永十年」。
- (16) 「文昭院様七回御忌於氷上山御法事 付、御参詣之事 付、湯田御湯治之事 享保三」。「文昭院様十三回御忌・常憲院様十七回御忌御法事 付、氷上山御法事殿様御仏詣之事、付、湯田御湯治之事 享保九」。
- (17) 「厳有院様三十三回御忌付御法事之事付、氷上山ニ而御法事之事」。
- (18) 「寛延三年 公儀事扣 五」。
- (19) 「寛政十二二年 公儀事扣 三十八」。
- (20) 「非常大赦被行ニ付江戸往返御用状其外沙汰一事」。文化十一年の竹千代誕生の祝儀の赦に際して先例を調べたときに、宝永六年の恩赦が参考にされた。なお宝永六年には、家宣の將軍宣下を祝う「祝儀の赦」も行うよう触れられている。詳細は拙稿[二〇一三]。
- (21) 「寛延三年 公儀事扣 五」。
- (22) 「寛政十二二年 公儀事扣 三十八」。
- (23) 「公儀事扣 十二 安永九年 十年」。
- (24) 山崎一郎「萩藩密用方と中山又八郎の活動について―藩主重就期における密用方設置前後の動向―」『山口県文書館研究紀要』第三八号(二〇〇一年)。
- (25) 「天樹院殿輝元公三拾三回並百五拾回御忌記録 明暦三、安永三」。表題とは異なり、この史料には百回忌その他の記事も収録されている。なおこの改葬につき、輝元に殉死した長井六郎左衛門の遺骨も「御供」として一緒に移された。
- (26) 「天樹院殿輝元公三拾三回並百五拾回御忌記録 明暦三、安永三」のうち、「明和式西六月天樹院本堂段々出来候付御位牌御遷座御供養被仰付候沙汰 控 御留守年 遠近方」。
- (27) 岸本覚「一九九九」、岸本覚[二〇〇一]。
- (28) 前掲『山口県史料 近世編 法制上』。
- (29) 高柳真三・石井良助編『御触書宝曆集成』(岩波書店、一九三五年)。
- (30) 前掲『山口県史料 近世編 法制上』。
- (31) 山崎一郎「前掲論文」はこの法事の際に、萩藩が各家臣の家筋と元就との関係・由緒を調査し、誰をどのように法事に参加させるかの判断書を作成していたと指摘している。

(32) 岸本「二九九九」「二〇〇一」では、なぜ元就の威光を呼び出さなければいけなかったのかについて、血縁的観点からの説明はない。

(33) 「元就公二百回御忌記録」。

(34) 山崎一郎「前掲論文」。

(35) 「文政七年非常大赦一件 御両殿様御昇進ニ付御思召之旨有之、猶天樹院様御式百回忌旁非常大赦被行候沙汰控」。なお、七代藩主重就の少将任官は初代藩主秀就以来の出来事だったので、「非常の大赦」が実施されたと思われる。

(36) 「非常大赦一件」のうち「非常大赦一件 大昭院様御二百回忌ニ付非常之大赦被行候一件沙汰控」。

(37) 「非常大赦一件」のうち「非常大赦一件 自嘉永五年十月 至同 六年六月 御三霊様御年廻、猶貞操院様御逝去ニ被為対赦罪被行候一件沙汰控」。

(38) 「江戸方御答書取下書」。

(39) 「赦罪御詮議物其外 三」。

(40) この後、弘化二年の「非常の大赦」で「帰島し世上徘徊は差し止め」を認めるはずだったが、親類たちが身柄の引き受けを申し出なかったため、遠島は継続された。

(41) 「非常大赦一件」のうち「非常大赦一件 自安政三年十月 同四年七月先般御道具増被仰出、猶又若殿様初而御出府御目見・御任官旁恐悦ニ付、非常之大赦被行候一件沙汰控」。

(42) 安政三年の決定に至る過程と万延元年の常赦の仕法制定については拙稿「二〇一三」。

(43) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』第一巻（岩波書店、一九九二年）。

(44) 『維新史料綱要 巻七』（維新史料編纂事務局、一九四〇年）。

(45) 前掲『幕末御触書集成』第一巻。

(46) 「慶応三年 非常大赦一件沙汰控」。

(47) 『復古記』第一巻（東京帝国大学蔵版）（内外書籍株式会社、一九三〇年）。

(48) 時山弥八編『もりのしげり』（非売品、一九一八年）、『維新史料綱要 巻四』（維新史料編纂事務局、一九三七年）、毛利家文庫「忠正公伝」。

付記

本研究は、平成二三年度～平成二五年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（研究代表者・谷口眞子）（研究課題番号二三五二〇八三八）および早稲田大学二〇一四年度特定課題研究助成費特定課題A（一般助成）（研究代表者・谷口眞子）（研究課題番号二〇一四A—〇一二）による研究成果の一部である。